

中央労福協ニュース No.112

NEWSLETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
 発行人 大塚 敏夫
 〒101-0052
 東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
 TEL 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

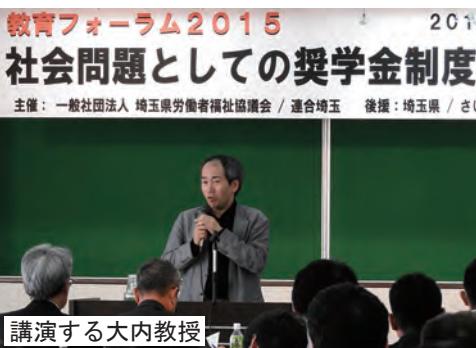
2015 生活底上げ 福祉強化キャンペーン

全国で
展開中！

全国の労福協は①奨学金問題の改善、②生活・就労支援の強化、③労働者福祉事業の利用促進・共助拡大の3点を全国共通テーマに、「2015生活底上げ・福祉強化キャンペーン」に取り組んでいる。

埼玉労福協

埼玉労福協は11月6日、「社会問題としての奨学金を考える」をテーマに教育フォーラム2015を開催しました。教育フォーラムは、埼玉県の教育週間に合わせて毎年しているもので、「大学生の2人に1人が貸与を受けている奨学金」について、大内裕和中京大学教授を招いてご講演頂きました。



大内教授は、北海道のある会合で質問された「最近の教員は貧しいんです」という発言を受けて、「奨学金の返済」が教員の負担になっていることを知り、また自らが教鞭をとる中京大学での学生との話し合いの中からこの問題に取り組まれました。

埼玉労福協は、一昨年の秋に、ある青年が「奨学金の返済があるため自宅に生活費を入れられない」と訴えたことから奨学金問題に关心を持ってきたところでした。

中央労福協の2015年度全国研究集会で大内教授の講演を聞き、埼玉県でのフォーラム開催となりました。

フォーラムには労働組合の役員や地方議員、事業団体職員など一般参加を含めて約142人が参加しました。

山形県労福協

山形県労福協は、中央労福協とともに「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める署名活動」を実施しています。具体的には、1. 貸与から給付へ(奨学金制度の抜本的転換)、2. 貸与型奨学金の改善、3. 大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充を要請事項とし、署名用紙を各労働者福祉事業団体や各労働組合に配布中です。

1. 奨学金署名活動／街頭行動

10月30日11時～13時まで青森市・さくらの百貨店前において、奨学金署名活動の街頭行動を実施しました。



2. 2015年度青森県労福協研究集会

10月30日18時から労働福祉会館において、参加者97名で「2015年度研究集会」を開催しました。

今回は、生活底上げ・福祉強化キャンペーンと



連動し、奨学金問題学習会としました。

講師は、中京大学教授・奨学金問題全国会議共同代表である大内氏を招いての講演を行いました。

参加者からは、衝撃的な事実を聞いて、「今後の署名活動へ活かしたい」との感想がありました。

3. 労働者自主福祉運動の利用促進に向けた労組周り

10月4日、労働者自主福祉運動の推進に向けた「要請文」を連合青森構成組織へ送付しました。

合わせて、10月27日～11月21日の間で、労福協・労金・労済・会館の4団体で連合青森三役産別を訪問し要請文に基づき意見交換しました。

未来を担う若者の学びと成長を社会全体で支え、持続可能な社会をめざし、奨学金制度の改善と教育費の負担軽減を求めて声をあげましょう。ご協力よろしくお願ひします。



2015 生活底上げ 福祉強化キャンペーン

北海道労福協

第6回北海道労福協福祉講座
倍賞千恵子さん招き開催

本会が主催する第6回北海道労福協福祉講座が10月30日、ホテルさっぽろ芸文館で開催されました。勤労者福祉向上キャンペーン（10～12月）の一環として毎年開催されているもので、今回は女優・歌手の倍賞千恵子さんを講師に招いての講座となり、約500名が参加しました。

高柳薫理事長から主催者挨拶があつた後、さっそく倍賞千恵子さんの講演が行われました。倍賞さんは「歌うこと、演じること、そして生きること」と題して講演。松竹音楽舞踊学校を経て松竹歌劇団に入団、女優、歌手としてデビューした経緯から、映画「男はつらいよ」シリーズでのエピソード、「お兄ちゃん（寅さん）」への思いなどを、歌や朗読を交えて披露し、童謡や「戦意高揚」を図る歌詞があったこと、また「寅さん」の生まれが「2.26事件」の日であったことなどにも触れていただき、参加者の皆さんはその楽しい語りや美しい歌声に時を忘れて聴き入っていました。

三重県労福協

8月～12月の間、福祉事業推進強化月間を展開しています。

労働組合と事業団体が「ともに運動する主体」としての関係の再構築をはかり、組合員の利用促進や共助拡大につなげる。

★ 中央における産別訪問を踏まえ、地域においても労組要請活動を行う。

★ 地域、職場における推進体制の強化に向けた議論や取り組みを行う。

～ 地域における労福協と各事業団体推進会議との連携を通じた利用促進をはかるため、地方労福

期間中の行動スケジュールと行動内容

	月	行動内容（県労福協）	行動内容（地区労福協）
第1次行動期間	8月	・強調月間の告知 ・6事業団体懇親会開催 ・学習会の開催 ・利用促進に向けた 産別要請	① 福祉研修会の開催 ② ポスティング行動 ③ 利用促進に向けた 単組要請（地区判断）
	9月	政策制度要請	
	10月	セミナーの開催	
	11月		会員拡大行動
第2次行動期間	12月		

変えよう！奨学金

●奨学金問題にかかる街宣行動

11月6日、金沢市内において「奨学金問題に関する」街宣行動を実施しました。街宣は、市内中心部の2ヶ所において、浅野専務と富瀬県議会議員が奨学金にかかる状況や問題点、更に子どもの貧困や格差の問題について市民に訴えました。また、同時に



「奨学金問題の解決を！」チラシを配布し、署名活動も実施しました。

●自治体要請自治体担当者説明会

来年度の自治体要請に向けた自治体担当者への要請内容の説明会を県内2カ所（加賀地区・能登地区）で開催しました。担当者からは、昨年との相違点や補助金積算根拠等について質問があり、事務局から説明を行いました。10月下旬から11月月末頃にかけて、県内すべての自治体（県・11市・8町）に対して要請を行っていく予定です。また、説明会のあとには、連合推薦議員の皆さんに要請内容の説明と協力を依頼しました。



協と事業団体との協議の推進

- 労働者自主福祉に関する学習会（理念・歴史講座）等の開催
- 協同組合間相互の協力促進



2015 生活底上げ福祉強化キャンペーン



研究集会テーマ「持続可能な社会に向けた労福協運動と地域の現状」

秋田労福協は「2015 生活底上げ・福祉強化キャンペーン」の事業として「2015 年度研究集会」を 10 月 20 日フォーラムアキタで開催し、59 名が参加しました。

第Ⅰ部の基調講演は中央労福協山本幸司副会長を講師にお迎えし、演題：「労福協の理念=『福祉は一つ』を大切にし労働運動・自主福祉運動の前進を！」として、貧困・格差・奨学金制度等の様々な問題について、広く深く講義して頂きました。

第Ⅱ部の特別講演は少子化対策の一環として設立し今年で 5 年目を迎える「あきた結婚支援センター」の七尾育英センター長より、開設から現在までの状況についてユーモアを交えながら報告頂きました。

入会会員は合計で 3,471 人、成婚者数は 655 人となっており、取組の成果が表れています。

どちらの講演も現状認識と課題提起が中心となっており、労福協運動としての取組が重要であると改めて認識させられた研究集会でした。



第4回LSC実務者・相談員研修会を東西で開催！

10月27日～28日にホテルベルクラシック東京（42名参加）、11月5日～6日に博多都ホテル（24名参加）でライフサポートセンター（LSC）実務者・相談員研修会が開催された。

今回は、昨年参加できなかつた方を対象に昨年度と同プログラムでの開催となった。プログラム内容として、弁護士、司法書士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、消費生活コンサルタントの講師から単元 1 「遺産相続の知識と対応方法」、単元 2 「DV や虐待の原因と現状」、単元 3 「パワーハラ、セクハラの対処法・相談事例」、単元 4 「消費者被害の現状と対策～相談現場で心得ておくべき被害の手口と対応～」、単元 5 「相談事例ネットワークについて」を受講した。

アンケート回答では、「各講義とも様々な事例を取り上げられており大変参考となった。」「相談員として、いかに相談者の立場で傾聴するかということの意味が分かった。」「消費者被害の現状を聞き、超高齢化やIT化がさらに進む世の中において、被害はさらに増加することから、被害を未然に防ぐための知識を得ておくかが大切である。」等、知識の共有だけでなく、問題意識の向上にも繋がったことが大きな成果であった。

次年度は、アンケートで出された要望等を考慮したプログラムを企画していきたいと考えます。



東京会場の研修会



博多会場の研修会

第8回幹事会で総会議案を確認

中央労福協は10月21日に第12回三役会を、10月30日に第8回幹事会を明大紫紺館で開催し、11月27日の第62回定期総会に提案する議案の審議を行った。会議では、2016～2017年度活動方針案・総会スローガン案、2016年度予算案を協議し、総会に提案することを確認した。（活動方針については本ニュースレター号外で会員討議資料として配布）。また、総会で選出する役員を推薦するための役員選考委員会を設置し、幹事会終了後に第1回の選考委員会を開催した。



第2回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の開催

11月7日～8日にかけて、「第2回生活困窮者自立支援全国研修交流大会」が開催された。今年の開催地は福岡市の福岡大学で、全国から1,600人以上が集まった。

主催は一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク・同大会実行委員会。中央労福協は同法人の賛助団体となっている。

前回から約1年、今年は生活困窮者自立支援制度がスタートした年であり、問題点の洗い出しや今後の展望を組み立てる意味でも大変意義のある交流大会となった。会場は終始全国から集まった支援員や有識者たちの熱気に包まれ、登壇者や参加者からは支援に対する熱い思いが語られた。

一日目は基調鼎談をはじめ、パネルディスカッションを中心に展開され、支援員、研究者、国会議員、行政職員など様々な分野から登壇し、中身の濃い議論が交わされた。代表理事で中央大学教授の宮本太郎氏は縦割り行政から起こった支援の問題点などを指摘し、支援制度の3Dマップ作りを提案、厚生労働省生活困窮者自立支援室長の本後健氏は「平成27年度の任意事業実施率は2～3割であるが、来年は4～5割に達すると思われる。その人のニーズに応じた支援の展開が必要」と話した。

二日目は9分科会が開かれ、貧困の連鎖、就



一日目の全体集会



労・家計・自立支援、中間就労、自治体の仕組みづくりなど一つのテーマに特化して議論を展開した。

分科会7では「生活の基盤をどう再生するか?一時生活支援」をテーマに、生活に困窮し、今日寝る場所さえない人たちに一時的な宿泊所を提供するNPO法人などの取組みや、食べるものに困っている人たちへ食糧支援をするフードバンクの取組が紹介された。中でも印象的だったのは、代表理事でNPO法人POPOLLO事務局長の鈴木和樹氏が「施設から自立していった人たちにもまた、施設に遊びに来て顔を見せてもらうように取り組んでいる、自立後も問題があればまた気軽に相談に来られる体制づくりも重要」と語り、自立後の支援にも視野を広げる必要性に触れた。

最後はまとめのセッションとして、NPO法人抱撲の理事長奥田知志氏や放送大学副学長の宮本みち子氏など5人が登壇し、制度の今後の展望について議論を交わした。二日間に亘った交流大会は大盛況のうちに幕を閉じた。次回の第3回大会は2016年11月12～13日に神奈川県(川崎市・横浜市)で開催が決定している。



北部労福協 第51回定期総会を開催！

中央労福協・北部労福協・加盟団体の連携強化による運動の前進を確認

2015年11月12日、岩手県盛岡市「ホテル東日本盛岡」において、来賓、北海道・東北7県の労福協から役員・代議員など、44名が出席し、北部労福協第51回定期総会が開催された。

総会は、岩手の八幡代議員を議長に選出し、豊巻会長の挨拶に続き、渡邊中央労福協副会長をはじめ来賓挨拶を受けた後、議案審議に入った。

小野事務局長より第1号議案から第5号議案を提案。活動方針では東日本大震災5年目を迎える中で、北部労福協として何らかの行動を検討してほしいなどの要望も出される中で、満場一致で承認された。続いての第6号議案（役員改選案）の提案も満場一致で承認された。

退任：豊巻会長・小野事務局長・永窪監査

新任：内村会長・相馬事務局長・



全労済協会主催シンポジウム

都市と地方の「地域の活性化」～コミュニティ再生と地方創生～

10月31日13時～有楽町朝日ホール（東京都千代田区）にて、全労済協会主催シンポジウム（参加者481名）が開催された。基調講演として「超高齢化社会における地域社会のあり方」と題して、同志社大学大学院教授の浜矩子氏から5つのテーマで問題提起がされた。

まず1つ目は「地球の時代は地域の時代」、2つ目は「地球社会は誰のため、何のため」、3つ目は「権限移譲の本当の意味」、4つ目は「ギリシャ人から学ぶこと」、5つ目に「二人の賢者（孔子、アダム・スミス）が教える2つのこと」について現代社会への提言がされた。次のパネルディスカッション

では、「地域は消えない～地方と都市のコミュニティ再生」と題して、島根県教育魅力化特命官の岩本悠氏、岩手県紫波町（株）オガールプラザ代表取締役の岡崎正信氏、法政大学現代社会学部教授の保井美樹氏、浜矩子氏のパネラー4名とコーディネーターの法政大学名誉教授の岡崎昌之氏で、ディスカッションが繰り広げられた。



「地域は消えない～地方と都市のコミュニティ再生」と題してのパネルディスカッション



中部労福協役職員視察研修会で広島県労福協を訪問

中部労福協の2015年度役職員視察研修会を11月11日～12日に実施、21人が参加した。

中部労福協では毎年、中部以外のブロックへ訪問し、他県の先進的な取り組みを研修するとともに、役職員の情報交換や交流の機会として視察研修会を実施しているもので、今回は戦後70周年の節目の年でもあることから、戦争の悲惨さや平和の尊さを再認識する意味も含めて広島に訪問をさせていただいた。

広島県労福協との懇談会では、中部労福協の高田勝之会長からの御礼の挨拶に続き、広島県労福協の伊丹幸男会長より歓迎の挨拶をいただいた。

その後、広島県労福協の北島國廣事務局長より、「広島県労福協の組織と活動」について、ダイジェスト版の資料によりご紹介いただき質疑や意見交換を行った。

伊丹会長と北島事務局長には、翌日から西部労福協の行事を控えてのご多忙な中で、中部労福協

の役職員視察研修会を快く受け入れていただき懇談をさせていただいたことに、参加者一同感謝しながら広島労福協を後にした。

そして、広島県内の観光施設や歴史施設の訪問を通じて中部労福協の役職員の交流を深めることができ、参加者からは中部労福協における今後更なる情報交換や交流機会の設定などについて率直なご意見もいただき、有意義な視察研修会となつた。

懇談する中部労福協と広島県労福協の皆さん



コラム

「非営利」原則が削除された農協法

非営利を考えるその①

今年の第一八九通常国会では、安保法制が大きな争点となつたが、もう一つ農協法改正にも関心が寄せられた。実は、今回農協法から「営利を目的としてその事業を行つてはならない」といういわゆる「非営利」原則の条文が削除されたことを、迂闊にもつい最近まで知らなかつた。あわてて議事録を見ると、民主党の小山展弘衆議院議員が六月四日の農林水産委員会で「削除する必要はない」と提起したが、政府は「利益を出してはいけないと思つてはいる組合長がいるので誤解を招かないよう削除する」と答弁し、そのまま削除されてしまつてはいる。

「全中を一般社団法人に、全農を株式会社に」しろと国が命令できるのは、認可権限と指導・監督・解散権を握つてはいるからに他ならない。これは他の協同組合も同様である。そもそも組合員が自発的に作る協同組合に「認可主義」はなじまない、会社と同じように「準則＝届出主義」で設立できるようにならなければならぬ。そこで「非営利」原則の削除という点にはあまり注意を払わなかつたのがいけなかつた。では、協同組合に共通する非営利原則は「利益を出してはいけない」ことなのか、それとも別の意味があるのか。なぜ、協同組合に認可がなじまないのか。立法当時に戻つてその意味を考え直してみようと思う。

非営利原則が盛り込まれたのは、昭和二二年一一月に制定された農協法が最初である。第六条（現八条）で「組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない」とされた。当時はG H Q占領下だったので、英文の官報も存在しており、この部分は not the paying of dividends on invested capital と訳されている。

つまり、出資金 (invested capital) に配当金 (dividends) を支払わない (not the paying) ことが「非営利」事業体の条件である、と捉えていたことが分かる。逆に言えば、出資金に配当するのが「営利」事業、利用分量に応じて配当するのが「非営利」事業であると理解していたと推察できる。利益を出してはいけないどころか、利益を出して組合員に還元する、それが最大の奉仕であるといつてはいるに過ぎないのである。

(次号に続く.. 高橋均)